

千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱の取り扱い規程

千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱第14条の規定により同要綱の運用に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 要綱第1条中の社会教育に関する事業及び社会教育関係団体の定義は次のとおりとする。

(1) 社会教育に関する事業 社会教育関係団体の行う社会教育に関する事業で市長が適当と認めたものをいう。

(2) 社会教育関係団体 学校の教育課程で行われる教育活動を除き、主として青年及び成人に対して組織的な教育・文化・スポーツ・レクリエーション活動を行う団体で、市長が適当と認めたものをいう。

2 要綱第9条中の補助金の返還方法は次のとおりとする。

(1) 補助事業者は社会教育関係団体事業補助金返還命令書を受領後、市長の発行する納入通知書により返還しなければならない。